

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和8年4月30日 午後2時14分 開 会

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	鈴木更司
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	設楽健夫
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

委員	矢口龍人
委員	小座野定信

出席説明者

なし

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主任	川原場智

議 事 日 程

令和8年4月30日（木曜日）午後2時14分 開 会

1. 議案等の審査

- (1) 議員発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) その他

開 会 午後2時14分

○櫻井繁行委員長

改めまして、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから令和8年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を指名をいたします。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主任、以上2名を指名をさせていただきます。

本日の日程は、会議資料のとおりでございます。

なお、会議資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれます。ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

本日の事件は、前回の議案審査より継続審査となっております議員発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このたび、塚本委員より、本議案に対する修正案の提出がございました。それがタブレット端末のほうです。

修正案につきまして、改めて説明を求めます。

○塚本直樹委員

皆様、お疲れさまです。

今、タブレットのほうに格納させていただきました修正案についてご説明をさせていただきます。

前回、提出させていただいた点につきまして、その内容を一部修正をさせていただいたものになります。

原案となっているもの、左側に掲載されているものが前回提出した一部改正をする条例の制定についての原案になります。右側にある修正案が今回修正させていただきました内容になります。

主な修正点といたしましては、第3条の第8号にありました「政党若しくは政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、若しくは配布する行為」のところを（9）という形で、第9号ということで外に出しまして、庁舎内において、この庁舎内という文言を加えてあります。「庁舎内において、政党又は政治団体の機関紙を購読するよう勧誘し、又は配布する行為をしないこと。」

原案の第9号にありましたものが、庁舎内の部分が第9号に出ましたので、第10号となりまして、「市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。」という形になります。

この条例の件は、公布の日から施行するという形で変更しております。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

たしか前回の議案審査特別委員会の中では、たしか機関紙については、庁舎内なのか、それとも庁舎外も駄目なのかみたいな、ちょっとこの主語のところが明確じゃないというお話が委員の皆様からあったように私は記憶をしております。改めて、ここは庁舎内の規定のほうに合わせるような形なのかな、明確に庁舎内と。そのほかは、特段それはもちろん妨げるものではないという認識で捉えていけばいいのかなというふうに思います。

ご説明をいただきました。

それでは、本修正案に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

何かございますか。

○佐藤文雄委員

質疑というわけではないんですが、今回の政党機関紙の購読勧誘、配布の問題については、市長が規則の中で変更してある中身でありますので、これをわざわざ政治倫理条例に加えることは必要ないというふうに思います。その１点です。

○櫻井繁行委員長

それでは、佐藤委員から、規則のほうでうたっているので、政治倫理条例のほうには改めて記載をする必要はないだろうというご意見をいただきました。

そのほか何か委員の皆様方。

○小倉 博委員

今度は第10号になったんですけれども、市から補助金を受けて運営している団体の代表者ということで、今年、私、田んぼの水利組合の親分やってくれと、やっているんですけれども、この地方自治法のこういう第221条第3項というのはあまり読んでいないんですけれども、田んぼの生産組合なんていうのはどうなんでしょうね。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁をお願いいたします。

○塚本直樹委員

市から補助金を受けているのかどうかにもよるんですけれども、補助金を受けている代表であれば、ここに該当する形になります。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 2時20分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開をいたします。 [午後 2時44分]

まず、初めに小倉委員からご質問があった地方自治法の規定に関するところなんです、事務局から答弁をお願いいたします。

これは鴻巣課長補佐からでよろしいですか。お願いします。

○議会総務課課長補佐（鴻巣智子君）

それでは、ご質問がございました地方自治法第221条第3項の規定のほうをまず読み上げさせていただきます。

前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法

人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用するとなっております。

続きまして、第284条は、読み上げさせていただきます。

地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

以上、読み上げさせていただきました。

第221条の第3項なんですけれども、対象となる法人は普通地方公共団体が出資している法人、借入金の元金や利子の支払いを保証している法人、受益権を有する信託の受託者でございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時46分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時47分]

それでは、塚本委員のほうから改めて、小倉委員からの質問に対しての答弁というか、含めてお願いをしたいと思います。ご説明ください。

○塚本直樹委員

小倉委員のご質問にお答えいたします。

今の事務局からも説明がありましたとおり、その組合がここに該当するかどうかというところまでちょっと細かくは、一個一個調べていく必要があります。明確な答えがありませんので、ここの第3条の第10号といたしまして、「市から補助金等の交付を受けて運営している団体」の前に、「原則として」という言葉を入れさせていただきます。ここの修正とさせていただければと思います。

以上です。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほか何かございましたら。

○設楽健夫委員

今ありました「市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。」という文言の条例は、大洗町議会政治倫理条例、平成27年の9月に改正されているものです。この条例は、茨城県では、大洗町1町だけです。近隣の市町村でもこういう条項はありません。そういう意味で、あえてこの条項を入れる必要性について説明をいただければと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○塚本直樹委員

ここの第10項につきましては、あくまでこれは政治倫理という形になりますが、そういった形で補助金を受けて代表者に就任しないというところにおいて、皆さんのほうで、例えばですけれども、代表者に就任しない、そこは断るということであれば、もちろんそれはそれでいいんですが、疑惑を持たれてしまう、代表者に就任した、する場合が出てきた場合に、こういったところを注意書きとして書いておかないと、市民の皆さんから、そこの団体の長になって補助金を受けているんじゃないかと、そういう疑惑を持たれる可能性がありますので、記載をしております。

以上です。

○設楽健夫委員

質問に答えていないですよ。もう一度お願いします。

○塚本直樹委員

団体の長に就任しないことというところにおきましては、今まで議員の方で団体の長に就任している疑惑を持たれる行為というか、そういったところが出てきた場合に、実際、皆さんの中でも団体の長に就任されている方がいるかと思しますので、そういったところを踏まえてここに掲載をしていると、記載をしたというところでございます。

以上です。

○設楽健夫委員

この補助金を受けている団体の長、私は、霞ヶ浦帆引き船保存会の会長を受けています。それは前戸田会長が急逝で臨時でそこに入っていったわけですがけれども、そのときに、補助金団体の長はあってはならないという話がどこから出ました。その直後に、4月1日に、補助金の団体ですがけれども、4月1日に、かすみがうら市、帆引き船保存会に下りていた補助金が停止されました。そして、その後に、4月15日に審査請求書が出てきました。このことについては、当役員会においても納得できないということであったんですがけれども、結果としては、何があったかという、政治倫理条例違反の行為の存否ということで、審査会の報告書が出されました。令和7年6月12日です。だから、4月1日から6月12日まで予算執行が停止されたということになります。

その政治倫理条例違反の行為の存否ということで、調査は、被調査議員、これは私ですがけれども、上記手続において議員であることの地位を利用して市に対し不当な影響を及ぼすような行為をした事実はなく、被調査議員は保存会の活動を原則として無償で行っており、議員の立場を利用して保存会の活動に関連して不当な利益を得ているというような事情はないと。よって、被調査議員に政治倫理条例違反の行為はないと。なお、現在の政治倫理条例において、市議会議員が市から補助金を受ける団体の会長であるという一言をもって、直ちに政治倫理条例第3条第1項第1号に違反するとは言えないという結論が出たんですね。そういう意味では、この違反行為はなかったという結論は出て、予算停止の執行は解除されました。

それ以降、私の会長をしている団体を含めて、こういう事例が、違反している事例とか、そういうものがあつたのかどうかちょっとお聞きしたいんですが。

○塚本直樹委員

事例に関しては確認はしておりません。というか、調べていない状態となっております。

○設楽健夫委員

ということは、先ほどの質問で答えになっていませんよという話をしましたけれども、大洗町1町、県内の市町村においても大洗町1町だけの倫理条例なんですね。これがなぜそういうふうに制定されたのかということについては、私は分かりません。ただ、私が会長に就任するに当たって、本市の総務、県の選挙管理委員会、弁護士等にも相談して問題はないということで就任していったんですがけれども、そういう意味では、こういう条例を果たして入れる必要があるのかどうか。

今もありましたように、原則としてということについては、今、成り手がいないということで非常に、区長にしろ、水利組合にしろ、そういうことで臨時的にも代表にならざるを得ない。そうでないと、その組織が、例えば補助金だとかそういうものの執行を受けられなくなってしまうということが発生してしまうんですね。そういう意味では、例えば、発生してしまうんですね。そういうことからすると、この条例は、果たして今ここでかすみがうら市において制定する必要があるのかどうか、この点をやっぱり議論していただきたいなというふうに思います。

○塚本直樹委員

ご意見ありがとうございます。

今、設楽委員からご意見ありましたとおり、いろいろ成り手不足等のお話も先ほどもいただきましたが、ですので、この「原則として」という文言を入れて、今回入れさせていただきました。市民の皆さんから疑惑を持たれるような行為をしないと、襟を正していただく意味で入れたというところでございます。

以上です。

○設楽健夫委員

私のところの役員会では、この条例が「原則として」として入りましたけれども、入らないで決めた場合は、私は失職すると。副会長がそれを代行するという対応を今回は取っていかうと。なぜならば、予算執行を停止された場合に、ほかの関係団体に対する信用の問題も出てくるので、そういうふうな対応をしようというふうになったということは、今回、原則として入った、私は会長を続けていいものかどうか、逆にお伺いしたいと。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩します。

[午後 2時57分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて会議を再開をいたします。 [午後 3時05分]

そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

私も名指しで言われたからね。さっきから言われるように。やっぱり保存会の面々も名指しで出ていると。

保存会のほうとしての改選は来年の6月なんですよ。会長のね。だから、そこに向けて、だから、私のところも高齢化が進んでいますから、だから、どういう人選でいくのかというの、さっきの小倉委員じゃないですけども、難しい面がやっぱり出てきているから私が受けたんですけども、逆に受けているんですけどもね。来年の2月が改選なんですよ。だから、ここでこの条例が6月の議会で決まるんだよね。決まった段階で、「原則として」が入っていようが、なってはならないというようになっていくと、例えば小倉委員の問題も含めて、なってはならないというふうな解釈でいくのか、それとも一定期間の猶予を持つことができるのか。これ重要な問題なんですよ。

[発言する者あり]

○設楽健夫委員

だから、「原則として」というふうに入れることによって、様々な事情が配慮される。分かりました。

○櫻井繁行委員長

塚本委員、何か答弁ありますか。

○塚本直樹委員

今回のこの修正案につきましては、一応、私は提案者として、ここはもちろん入れるべきだと考えていまして、それでいろんな皆さんご事情がありますので、「原則として」というところで、先ほどご意見の中で入れさせていただいたという結論です。それ以上でもそれ以下でもございません。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

言うように、今現在、そういうものを受けてしまっている可能性がある人もいる中で、第221条第3項に規定する法人及びといったところの勉強とか、それをもうちょっと精査してからという猶予がないと、もうちょっと、ここで決めちゃうというのはすごく危険性があるような気がしますので、もう少しこの勉強をすとか、何かこの当てはまるかはまらないかというような解釈が分かるような、そういう場がないとちょっと怖いなという感じがしますけれども、どうですかね。これ事務局のほうでこういう、先ほどのざっくりは分かるんですけども、どこの団体がどうだというような資料みたいなを出していただかないと、ちょっと当てはまる方も増えるんじゃないかと思うんですけども、いかがですかね。事務局、出せますか。

○議会総務課課長補佐（鴻巣智子君）

今すぐには、資料をご用意することはできないんですけども。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 3時08分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時10分]

○議会総務課課長補佐（鴻巣智子君）

補助金をもらっているかどうかというのを調べすることできませんので、資料のほうをお出しすることはできません。

○櫻井繁行委員長

そういったところの答弁でございます。答弁はそういったことでございました。局長にも確認をさせていただいたところです。

そのほか何かございますか。

なければ、質疑は終結をしますけれども、よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

修正案という形で出させていただいております。こちらの討論、何かございますか。

○佐藤文雄委員

私が意見として言ったんですが、（9）をわざわざ入れる必要はない。これはもう議論がもう既に政治倫理条例をつくるときに何回となく議論をして、8号の文章で大まかに決まったわけですね。今回、この（9）を入れるのは、宮嶋市長のほうで、庁内での政党、または政治団体機関紙の購読を勧誘し云々かんぬんということについて、市長の専決事項で決めたやつなんですね。ですから、これはここに入れる必要はないということがまず一つです。

今、あと原則としてという（10）なんですが、明らかに問題として出されたのは、塚本委員が答弁の中で、この条例をつくったのは、例として、設楽委員が補助金団体としての帆引き船の会の会長、これを明確に言った、そのためにつくったというふうに記憶しているんですね。ですから、これは必要はないんじゃないかと。特に今、議論の中で、大洗町しかこの政治倫理条例ないよというふうな話をやっていますので、いろんな事情が今、議論の中で出ましたので、これは削除すべきだというふうに思います。

以上です。

○櫻井繁行委員長

反対討論ですよ。

そのほか何か討論ございますか。

○櫻井健一委員

私、これ政治倫理条例を制定するときに、設楽委員が委員長で私、副委員長という立場でやらせていただいて制定したということもありまして、この制定するに当たって、議員が全員満場一致で賛成するような案にしましょうというようなことで一番最初につくったものでございます。

今、いろいろ議論の中で、納得する、しないというところが分かれています中で多数決で決めていくというような形で制定するのが本当にいいのかなという疑問がありますので、この基にある政治倫理条例をいじっていくといったことに関して僕はあまり賛成できないので、今回は反対いたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○久松公生委員

今回のこの一部を改正する条例の制定ということですが、今までの原案があつて、それに対して修正ということですので、（９）に関しても、（８）の内容をもう少し、あまり重すぎず軽すぎず分けたというふうな説明もありましたので、これは原案に対しての修正でありますので、載せて、このまま修正でよいと思います。

それで、また（９）と（１０）の関係性は、いろんな議論がありましたけれども、いろんな事情があるから、「原則として」というふうに入れておくことによって、倫理も関わってきますが、そのどうしてもやむを得ないというような理由に対しての言い訳と言ったら変なようですけれども、「原則として」というふうになれば、その内容によっては致し方ないんだよというふうな内容だと思いますので、これも修正案としては非常にいいなと思いますので、今回の修正案に対しては賛成をいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○井出有史委員

私も賛成の立場でちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、まず、（９）の件に関しましては、やはり庁舎内の件も、そちらも変更はありましたけれども、そちらも市長専決ということで、そちらの場合もまた規定が変わる可能性もなきにしもあらずなので、そういったことを考えると、政治倫理のほうで、こちらでも制定をする必要があるのかなと感じております。

（１０）に関しましては、大洗町以外ではこの文面が取り扱われていないということで先ほどの議論の中でありましたけれども、本市におきましては、やはりその疑惑を持たれた方がいたことも事実ですし、疑惑を持たれた団体があつたことも事実、実際にそういった形で予算が執行されてしまったことも事実でありまして、実際に何も問題がなかったことも事実であります。

そういったことを考えますと、やはり様々な団体の方が今後、疑惑を持たれて、また、その多くの関係者にご不安を与えかねないことを考えますと、（１０）を含めていくことで同じようなことを繰り返さないことにつながるのかなと感じておりますので、私はこちらの修正案に賛成をいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

疑惑を持たれた事実があつたと。これについては、政治倫理審査会で、弁護士も入って、地方自治法も検証して、問題はないという結論が出ている。これは疑惑とは……

○櫻井繁行委員長

設楽委員、反対討論か、賛成討論か。今、討論ですから。お願いいたします。

○設楽健夫委員

疑惑を持たれた団体があったと。それはどういう疑惑であったのか。そのことを証明、あるいはエビデンスを出して発言してもらわないと、ここの審査会における結果は、先ほども言いましたけれども、議員であることの地位を利用して市に対し不当な影響を及ぼすような行為をした事実はなく、被調査議員は保存会の活動を原則として無償で行っており、議員の立場を利用して保存会の活動に関連して不当な利益を得ているような事情もないと。よって、被調査議員に政治倫理条例違反の行為はないと。そういう結論を出しているんですよ。これに対して疑惑があったと言うとするならば、その疑惑を証明する必要がある。あまりにもその発言については、根拠を示す必要がある発言だというふうに思いますけれども、こういうことがまた起こるということの証佐だというふうに思いますけれども、この条項については、県内でも、大洗で原則としてと先ほどありましたけれども、それしかないので、私は入れるべきではないというふうに思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、討論を終結いたします。

本案は異議がございまして、起立によって採決をさせていただきます。

本案は修正案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は修正案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で本日の日程事項は全て終了をいたしました。

そのほか委員の皆様方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長にご一任いただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、令和8年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時21分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行